

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（清算機関） Ⅲ－３ 業務の適切性 Ⅲ－３－４ システムリスク管理 （１）～（３） （略） （４）システム障害に対する対応 ① システム障害等の発生を認識次第、直ちに、その事実の当局宛てに報告を求めるとともに、<u>次に掲げる事案に応じ、当該各号に定める様式により障害原因や被害状況、対処状況、事後改善策等について当局宛てに報告を求めるものとする。</u> なお、<u>b. 及び c. に掲げる事案の報告においては、個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する（「金融機関における個人情報保護に関するＱ＆Ａ」参照）。</u> また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする（ただし、復旧、原因の解明がされていない場合でも１か月以内に現状について報告を求める）。 a. <u>ＤＤoS攻撃事案</u> <u>ＤＤoS攻撃事案共通様式（「サイバー攻</u>	Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（清算機関） Ⅲ－３ 業務の適切性 Ⅲ－３－４ システムリスク管理 （１）～（３） （略） （４）システム障害に対する対応 ① システム障害等の発生を認識次第、直ちに、その事実の当局宛て報告を求めるとともに、<u>「障害発生等報告書」（別紙様式１－１）にて当局宛て報告を求めるものとする。ただし、ＤＤoS攻撃事案の場合は「ＤＤoS攻撃事案共通様式」（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和７年５月２８日関係省庁申合せ（以下、「関係省庁申合せ」という。）） 別添様式１）、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」（関係省庁申合せ 別添様式２）による報告も可能とする。</u> なお、<u>ランサムウェア事案の報告においては、同様式により個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する（「金融機関における個人情報保護に関するＱ＆Ａ」参照）。</u> また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする（ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも１か月以内に現状について報告を求める）。

改正案	現行
<u>撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」(令和7年5月28日関係省庁申合せ。以下、「関係省庁申合せ」という。)</u> <u>別添様式1)</u> <u>b. ランサムウェア事案 ランサムウェア事案共通様式(関係省庁申合せ 別添様式2)</u> <u>c. 上記 a. 及び b. に該当しない事案 その他サイバー攻撃等事案共通様式(関係省庁申合せ 別添様式3)</u> <u>(注1) 経過措置</u> <u>令和9年3月末までの間は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号)の規定に基づき、金融庁長官から特定社会基盤事業者として指定された者以外については、「障害発生等報告書」(別紙様式1-1)による報告も可能とする。</u> <u>(注2) 報告すべきシステム障害等</u> その原因の如何を問わず、清算機関又は清算機関から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器(ハードウェア、ソフトウェア共)に発生した障害であって、取引、決済、入出金、資金繰り、財務状況把握、その他参加者等の利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。	<u>(新設)</u> (注) 報告すべきシステム障害等 その原因の如何を問わず、清算機関又は清算機関から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器(ハードウェア、ソフトウェア共)に発生した障害であって、取引、決済、入出金、資金繰り、財務状況把握、その他参加者等の利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。

改正案	現行
なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、参加者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。 ② (略)	なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、参加者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。 ② (略)

改正案	現行
IV. 監督上の評価項目と諸手続（資金清算機関） IV－3 業務の適切性 IV－3－4 システムリスク管理 （１）～（３） （略） （４）システム障害に対する対応 ① システム障害等の発生を認識次第、直ちに、その事実の当局宛てに報告を求めるとともに、<u>次に掲げる事案に応じ、当該各号に定める様式により障害原因や被害状況、対処状況、事後改善策等について当局宛てに報告を求めるものとする。</u> なお、<u>b. 及び c. に掲げる事案の報告においては、個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する（「金融機関における個人情報保護に関するＱ＆Ａ」参照）。</u> また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする（ただし、復旧、原因の解明がされていない場合でも１か月以内に現状について報告を求める）。 <u>a. DDoS攻撃事案 DDoS攻撃事案共通様式（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和</u>	IV. 監督上の評価項目と諸手続（資金清算機関） IV－3 業務の適切性 IV－3－4 システムリスク管理 （１）～（３） （略） （４）システム障害に対する対応 ① システム障害等の発生を認識次第、直ちに、その事実の当局宛て報告を求めるとともに、<u>「障害発生等報告書」（別紙様式２－１）にて当局宛て報告をを求めるものとする。ただし、DDoS攻撃事案の場合は「DDoS攻撃事案共通様式」（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和７年５月２８日関係省庁申合せ（以下、「関係省庁申合せ」という。））別添様式１）、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」（関係省庁申合せ 別添様式２）による報告も可能とする。</u> なお、<u>ランサムウェア事案の報告においては、同様式により個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する（「金融機関における個人情報保護に関するＱ＆Ａ」参照）。</u> また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする（ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも１か月以内に現状について報告を求める）。

改正案	現行
<u>7年5月28日関係省庁申合せ。以下、「関係省庁申合せ」という。）</u> <u>別添様式1）</u> <u>b. ランサムウェア事案 ランサムウェア事案共通様式（関係省庁申合せ 別添様式2）</u> <u>c. 上記a. 及びb. に該当しない事案 その他サイバー攻撃等事案共通様式（関係省庁申合せ 別添様式3）</u> <u>（注1）経過措置</u> <u>令和9年3月末までの間は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）の規定に基づき、金融庁長官から特定社会基盤事業者として指定された者以外については、「障害発生等報告書」（別紙様式2－1）による報告も可能とする。</u> <u>（注2）報告すべきシステム障害等</u> その原因の如何を問わず、資金清算機関又は資金清算機関から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、取引、決済、入出金、資金繰り、財務状況把握、その他参加者等の利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、参	（注）報告すべきシステム障害等 その原因の如何を問わず、資金清算機関又は資金清算機関から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、取引、決済、入出金、資金繰り、財務状況把握、その他参加者等の利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、参

改正案	現行
加者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。 ② (略)	加者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。 ② (略)

改正案	現行
V. 監督上の評価項目と諸手続（振替機関） V-3 業務の適切性 V-3-4 システムリスク管理 （１）～（３） （略） （４）システム障害に対する対応 ① システム障害等の発生を認識次第、直ちに、その事実の当局宛てに報告を求めるとともに、<u>次に掲げる事案に応じ、当該各号に定める様式により障害原因や被害状況、対処状況、事後改善策等について当局宛てに報告を求めるものとする。</u> なお、<u>b. 及び c. に掲げる事案の報告</u>においては、個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する（「金融機関における個人情報保護に関するQ＆A」参照）。 また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする（ただし、復旧、原因の解明がされていない場合でも１か月以内に現状について報告を求める）。 <u>a. DDoS攻撃事案 DDoS攻撃事案共通様式（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和</u>	V. 監督上の評価項目と諸手続（振替機関） V-3 業務の適切性 V-3-4 システムリスク管理 （１）～（３） （略） （４）システム障害に対する対応 ① システム障害等の発生を認識次第、直ちに、その事実の当局宛て報告を求めるとともに、<u>「障害発生等報告書」（別紙様式３－１）にて当局宛て報告をを求めるものとする。ただし、DDoS攻撃事案の場合は「DDoS攻撃事案共通様式」（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和７年５月２８日関係省庁申合せ（以下、「関係省庁申合せ」という。））別添様式１）、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」（関係省庁申合せ 別添様式２）による報告も可能とする。</u> なお、<u>ランサムウェア事案の報告</u>においては、<u>同様式により個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する</u>（「金融機関における個人情報保護に関するQ＆A」参照）。 また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする（ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも１か月以内に現状について報告を求める）。

改正案	現行
<u>7年5月28日関係省庁申合せ。以下、「関係省庁申合せ」という。）</u> <u>別添様式1）</u> <u>b. ランサムウェア事案 ランサムウェア事案共通様式（関係省庁申合せ 別添様式2）</u> <u>c. 上記a. 及びb. に該当しない事案 その他サイバー攻撃等事案共通様式（関係省庁申合せ 別添様式3）</u> <u>（注1）経過措置</u> <u>令和9年3月末までの間は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）の規定に基づき、金融庁長官から特定社会基盤事業者として指定された者以外については、「障害発生等報告書」（別紙様式3－1）による報告も可能とする。</u> <u>（注2）報告すべきシステム障害等</u> その原因の如何を問わず、振替機関又は振替機関から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、取引、決済、入出金、資金繰り、財務状況把握、その他口座管理機関等の利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、口	（注）報告すべきシステム障害等 その原因の如何を問わず、振替機関又は振替機関から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、取引、決済、入出金、資金繰り、財務状況把握、その他口座管理機関等の利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、口

改正案	現行
座管理機関や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。 ② (略)	座管理機関や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。 ② (略)

改正案	現行
VI. 監督上の評価項目と諸手続（取引情報蓄積機関） VI-3 業務の適切性 VI-3-4 システムリスク管理 （１）～（３）（略） （４）システム障害に対する対応 ① システム障害等の発生を認識次第、直ちに、その事実の当局宛てに報告を求めるとともに、<u>次に掲げる事案に応じ、当該各号に定める様式により障害原因や被害状況、対処状況、事後改善策等について当局宛てに報告を求めるものとする。</u> なお、<u>b. 及び c. に掲げる事案の報告</u>においては、個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する（「金融機関における個人情報保護に関するQ＆A」参照）。 また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする（ただし、復旧、原因の解明がされていない場合でも１か月以内に現状について報告を求める）。 <u>a. DDoS攻撃事案 DDoS攻撃事案共通様式（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和</u>	VI. 監督上の評価項目と諸手続（取引情報蓄積機関） VI-3 業務の適切性 VI-3-4 システムリスク管理 （１）～（３）（略） （４）システム障害に対する対応 ① システム障害等の発生を認識次第、直ちに、その事実の当局宛て報告を求めるとともに、<u>「障害発生等報告書」（別紙様式４－１）にて当局宛て報告をを求めるものとする。ただし、DDoS攻撃事案の場合は「DDoS攻撃事案共通様式」（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和７年５月２８日関係省庁申合せ（以下、「関係省庁申合せ」という。））別添様式１）、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」（関係省庁申合せ 別添様式２）による報告も可能とする。</u> なお、<u>ランサムウェア事案の報告</u>においては、<u>同様式により個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する</u>（「金融機関における個人情報保護に関するQ＆A」参照）。 また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする（ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも１か月以内に現状について報告を求める）。

改正案	現行
<u>7年5月28日関係省庁申合せ。以下、「関係省庁申合せ」という。）</u> <u>別添様式1）</u> <u>b. ランサムウェア事案 ランサムウェア事案共通様式（関係省庁申合せ 別添様式2）</u> <u>c. 上記a. 及びb. に該当しない事案 その他サイバー攻撃等事案共通様式（関係省庁申合せ 別添様式3）</u> <u>（注1）経過措置</u> <u>令和9年3月末までの間は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）の規定に基づき、金融庁長官から特定社会基盤事業者として指定された者以外については、「障害発生等報告書」（別紙様式4－1）による報告も可能とする。</u> <u>（注2）報告すべきシステム障害等</u> その原因の如何を問わず、取引情報蓄積機関又は取引情報蓄積機関から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、取引情報の収集・保存・報告に遅延、停止等が生じているものその他利用者等の利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。	<u>（注）報告すべきシステム障害等</u> その原因の如何を問わず、取引情報蓄積機関又は取引情報蓄積機関から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、取引情報の収集・保存・報告に遅延、停止等が生じているものその他利用者等の利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。

改正案	現行
なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、利用者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。 ② (略)	なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、利用者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。 ② (略)